

2004年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

【憲法問題】

日本国民であるAが外務大臣に対して一般旅券の発給を申請したところ、外務大臣は、Aが国際テロリスト集団を支持し、日本の中東政策を批判する集会を主催していたことを理由に、旅券法第13条第1項第5号の定める「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当するとして、旅券の発給を拒否した。

日本に生活の本拠を持ち、永住資格を有する外国人Bが、フランスに旅行する目的で法務大臣に対し再入国の許可を申請したところ、法務大臣は、BがAの主催する上記集会に参加していたことを理由に、再入国不許可の処分を行った。

語学学校の教師としての資格で在留する外国人Cが、法務大臣に対して在留期間の更新を申請したところ、法務大臣は、CがAの主催する上記集会に参加していたことを理由に、更新不許可の処分を行った。

A、B、Cそれぞれの憲法上の主張の成否について論じなさい。

<参考>

「旅券法」

(一般旅券の発給等の制限)

第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

- 一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者
- 二 死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 第二十三条の規定に該当して刑に処せられた者
- 四の二 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）第一条に規定する帰国者で、同法第二条第一項の措置の対象となつたもの又は同法第三条第一項若しくは第四条の規定による貸付けを受けたもののうち、外国に渡航したときに公共の負担となるおそれがあるもの
- 五 前各号に掲げる者を除く外、外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者

「出入国管理及び難民認定法」

(在留期間の更新)

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を相当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

(再入国の許可)

第二十六条 法務大臣は、本邦に在留する外国人（仮上陸の許可を受けている者及び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、法務大臣は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。